

収支報告書（令和2年分）

（平成 年 月 日開催パーティー分）

* 1～4は提出日現在の内容を記入

- ふりがな
- 政治団体の名称
 - 主たる事務所の所在地
 - 代表者の氏名
 - 会計責任者の氏名

はせだきみこうえんかい	
長谷田公子後援会	
群馬県伊勢崎市八幡町44番地	
長谷田 公子	(受付印) 群馬県 -3.4.-2 選挙管理委員会 收受
長谷田 直之	

※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に を入れること。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体 (資金管理団体を含む)
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	群馬県内

収支報告書作成担当者の氏名

長谷田直之

(電話連絡先)

0270 - 25 - 1130

(選管使用欄)

番号

資金管理団体の指定の有無 (12/31又は解散日現在)

有 無

* 以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）

公職の種類
(選挙区等) (現・候)

資金管理団体の
届出をした者の
氏名

資金管理団体の指定の期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

国会議員関係政治団体の区分 (12/31又は解散日現在)

* 国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類
(選挙区等) (現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	-----A=B+C	167,860
(前年からの繰越額) *前年の収支報告書から転記	----- B	47,860
(本年の収入額)	----- C	120,000
支 出 総 額	----- D	95,016
翌年への繰越額	-----E=A-D	72,844

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		*会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上
金 額	-----	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	-----	0 人

(2) 寄 附		*本部・支部間の交付金は含まれない→(その5)に計上
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)		(その7)に内訳を記載
(イ) 法人その他の団体からの寄附		(その7)に内訳を記載
(ウ) 政治団体からの寄附		(その7)に内訳を記載
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		(その8)に内訳を記載
イ 政党匿名寄附		(その9)に内訳を記載
合 計 (ア + イ)	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表																		
項	目	金	額	備	考													
				うち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出(再掲)※														
1	經常経費	(1) 人	件	費														
		(2) 光	熱	水	費													
		(3) 備	品	・	消	耗	品	費	0									
		(4) 事	務	所	費													
		小	計	(經常	経	費	の	計	0	0							
2	政治活動費	(1) 組	織	活	動	費												
		(2) 選	挙	関	係	費												
		(3) 機	関	紙	誌	の	発	行	そ	の	他	の	事	業	費	95,016	0	ア～エの計を記載
		(ア～エの計)																
		ア	機	関	紙	誌	の	発	行	事	業	費	4,177					
		イ	宣	伝	事	業	費											
		ウ	政	治	資	金	パ	ー	ティ	ー	開	催	事	業	費			
		エ	そ	の	他	の	事	業	費	90,839								
(4) 調	査	研	究	費														
(5) 寄	附	・	交	付	金													
(6) そ	の	他	の	経	費													
小	計	(政治	活	動	費	の	計	95,016	0								
合	計				95,016													

※「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金に係る支出は、(その16)本部・支部間の交付金支出の内訳と対応

(その15)

※項目別区分ごとに別業とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) (1)組織活動費 (2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費 イ.宣伝事業費 ウ.政治資金パーティー開催事業費 (エ)その他の事業費 (4)調査研究費 (5)寄附・交付金 (6)その他の経費				
		(シクラメン共同購入会) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)				
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考	
シクラメン代	79,900	2 12 4	リーフ	深谷市横瀬1322 - 10		
この頁の小計	79,900					
その他の支出	10,939					
合計	90,839					

1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)
←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

*すべての項目について「有」又は「無」に を入れること。

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

*「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を(その18)に記載すること。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

* 添付したものに を入れること。

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 3 月 31 日

政治団体の名称

長谷田公子後援会

会計責任者の氏名

長谷田直之



* 代表者については解散年分のみ必要（通常は不要）

代表者の氏名



* 解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体指定取消届」（資金管理団体のみ）も同時に提出すること。